

〔孝義錄筑前三〕奇特者彦一

彦一は宗像郡田隅村の百姓なり、父の世にありし時、人より米を借うけし事有し、かへすべきた
よりなくて、とかくするほどに、病てうせぬ、そのころ彦一はまだ幼くして、かゝる事ありとも志
らざりしが、生長の後に、かくとき、及びて、久しうしてをきし事を悔なげき、人して米の主にい
はせしは、むかし父の貧しきにせまりて、そこの米かりけるが、つるにかへす事なくてうせぬ、志
り得ぬ事とは申ながら、年月かかる事をすてをきたるをこたり、申べきやうなし、今はいさゝか
のたからもいできぬれば、父のかりうけし年よりの利足をくはへ、米と利銀をかへさん程に、う
けとり給はれとぞいひやりける、米の主も、彦一が志に感じて、深くよろこびしかど、人の困窮を
見るに忍ずして、かしあたへたる米なれどもとより返辨を望む心更になし、さればかへさる、
ともうけとるべき事、思ひもよらずとてうけひかず、たがひに玄ばしゆづりあひしが、後は庄屋
長百性などあつかひきこえけれど、事ゆかざりし程に、やがて領主に訴へ出ければ、二人ともに
たぐひなく潔き者なりと稱美して、彦一には父の借うけし米のかすに、一年の利を加へてかへ
すべし、米の主は、いなまず是をおさむべしと裁判しければ、つるにかたく言葉なくして事す
みぬ、是天和のはじめのことなりき。

〔明良洪範〕寛文七年、大火傳馬町牢屋敷類焼ノ時石出帶刀罪人共ヲ悉ク召出シ申渡シケルハ、
今急ニシテ此所遁ル可ラズ、汝等ヲ燒殺サンモ不便也、牢ヨリ出ス間、心ノ儘ニ立退ベシ、火鎮リ
テ三日ノ中ニ歸ルベシ、其者共ハ申立テ命ヲ助クベシ、若亦逃隱シ歸ラザル者共、從類ニモ罪ヲ
懸ケ、其身ハ何レニ忍ビ居ル共、日本中ヲ尋子出シテ、重科ニ行フベシ、十一年以前、丁酉ノ歲ノ大
火ニ、淺草橋ニテ大勢命ヲ失ヒシハ、汝等ガ類ノ牢舍人也、今度ハ帶刀ガ了簡ヲ承リテ、命惜クバ
立歸ルベシト申渡シ、追放シケル、牢ノ焼シハ二月六日也、七日ニハ殘ラズ立歸リシ内、三人見エ